

常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国林業改良普及協会定款第27条の規定に基づき、常勤役員の報酬の支給基準等について定める。

(報酬の支給)

第2条 役員報酬は、常勤で勤務する者に支給し、それ以外の役員は無給とする。

(報酬年額)

第3条 常勤役員の報酬年額は、11,000,000円を上限として、理事会の決議を経て会長が定める。

(報酬月額)

第4条 報酬月額は報酬年額の十二分の一とする。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、報酬とは別に通勤手当(通勤実費相当額)を支給する。

(報酬の支給及び支給日)

第6条 報酬の支払日及び支払い方法は、本会給与規則第6条及び第7条を準用する。

(その他)

第7条 この規程に定めない事項については、必要に応じ会長が定める。

(附 則)

- 1 この規程の改廃は、総会において行う。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人の登記の日から施行する。

常勤役員退職手当規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国林業改良普及協会定款第27条の規定に基づき、常勤役員が退職した場合の退職手当の支給基準等について定める。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常勤役員が退職し、又は解任された場合にその者に支給し、死亡による退職の場合にはその遺族に対して支給する。

(退職手当の額)

第3条 常勤役員に支給する退職手当の額については、常勤役員在職期間1月につき退職の日におけるその者の報酬月額に100分の10の割合を乗じて得た額とする。

2 会長は、必要に応じ、前項にかかわらず、理事会の決議を経て前項の額の範囲内において別に退職手当の額を定める。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、切り捨てるものとする。

(附 則)

1 この規程の改廃は、総会において行う。

2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める一般社団法人の登記の日から施行する。